委託業務特記仕様書（令和3年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

第１条　本業務は，「徳島県測量作業共通仕様書　平成２１年４月」，「徳島県設計業務共通仕様書　平成２１年４月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２１年４月」に基づき実施しなければならない。なお，これらに定めのないもので，港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

２　ただし，共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書，指針等は改定された最新のものとする。なお，業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第２条　「徳島県測量作業共通仕様書　平成２１年４月」，「徳島県設計業務共通仕様書　平成２１年４月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２１年４月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は，次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお，入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県ＨＰ）：「委託業務共通仕様書について」

https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099

（共通仕様書の読み替え）

第３条　「徳島県測量作業共通仕様書　平成２１年４月」，「徳島県設計業務共通仕様書　平成２１年４月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２１年４月」において，「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と，読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

第４条　当初業務委託料（税込み）が１００万円を超え５００万円未満の土木工事に係る測量，設計，試験及び調査の委託業務（建物調査，不動産鑑定，除草，現場施工管理等の委託業務は除く）は，別に定める「委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。

２　前項の対象業務の受注者は，契約時，評定の実施の意向について，「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

３　履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし，成績評定を希望した場合において，完了時，変更契約により業務委託料（税込み）が１００万円以下となった場合は，評定は行わないものとする。

委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）
徳島県HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/

（ウィークリースタンス）

第５条　本業務は，ウィークリースタンス（受発注者で１週間のルール（スタンス）を目標として定め，計画的に業務を履行する）の対象業務であり，次の各号に取り組まなければならない。

（１）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
（２）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
（３）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

２　前項第１号は必ず実施するものとし，第２号及び第３号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお，前項第１号から第３号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

３　ウィークリースタンスとして取り組む内容は，初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した

内容は打合せ記録簿に整理し，受発注者間で共有する。
４　受発注者は，中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
５　ウィークリースタンスの取組は，業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Ｗｅｂ会議）
第６条　本業務は，Ｗｅｂ会議の対象業務であり，対面による打合せをＷｅｂ会議とすることができる。
２　Ｗｅｂ会議は，業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し，相互に確認するものとする。
３　Ｗｅｂ会議の内容については，受注者が打合せ記録簿に記録し，相互に確認するものとする。なお，打合せ記録簿にはＷｅｂ会議の実施状況写真を添付するものとする。

第７条　本業務は，発注時期や作業時期の平準化による公共事業の円滑な執行を目的とした余裕期間制度の試行業務であり，別に定める「委託業務の余裕期間制度実施要領」（以下「実施要領」という。）を適用する。
２　本業務では，実施要領第３条で規定する余裕日数として３０日間を見込んでいる。
３　受注者は，契約締結後余裕日数に15日を加えた日数以内に業務に着手しなければならない。この場合において，着手とは管理技術者等が業務の実施のため監督員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。
なお，業務着手日は，契約後に提出する業務計画書に明記しなければならない。
４　テクリスに登録する履行期間及び技術者の従事期間は契約履行期間とする。

委託業務の余裕期間制度実施要領
徳島県HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5043392/

（本業務の特記仕様事項）
第８条　本業務における特記仕様事項は，次のとおりとする。

Ｒ３徳土　立江川　小・立江　河川構造物修正設計業務（余裕期間型）（１）　特記仕様書

1. 目的

本業務は、二級河川立江川右岸（NO.23+2.0付近）に計画されている4号排水樋門に対して、「樋門・樋管のゲート形式検討の手引き（案）　平成29年3月」（以下、手引き）に基づき、河川特性、施設規模、背後地の土地利用状況等を考慮した無動力式ゲートへの修正設計を行うものである。

また、二級河川立江川右岸（NO.24+65.55付近）に計画されている5号排水樋門に対して、「手引き」に基づき、無動力化の検討を行うものである。

2. 樋門諸元

立江川4号排水樋門

・設置位置：立江川右岸NO.23+2.0付近
・樋門断面：B3.8m×H2.0m×1門
・樋管長：L=13.0m程度
・ゲート形式：川表側は無動力式ゲート
　　川裏側は動力式ゲート（引上げ式）を想定している。

立江川5号排水樋門

・設置位置：立江川右岸NO.24+64.55付近
・樋門断面：B3.0m×H1.4m×1門
・樋管長：L=9.3m程度

なお、樋門断面、樋管長及びゲート形式について、設計により変更が生じた場合は変更の対象とする。

3. 樋門修正設計（立江川4号排水樋門）

3.1設計計画

業務の目的・主旨を把握したうえで、既存資料の収集及び整理を行うとともに、業務内容を確認し、業務計画書を作成する。

3.2現地踏査

現地踏査により計画位置周辺の地形、周辺構造物、土地利用の状況等を把握するとともに、施工計画の観点からも現地状況を把握する。

3.3基本事項の決定

既存資料や設計図書及び指示事項に基づき、修正設計で決定する事項を整理し、施設配置計画、樋門断面、基礎地盤の沈下・変位量、函材及び構造形式、スパン割等を検討する。

ゲート形式については、「手引き」に基づき、無動力式ゲートの採用について検討を行

いゲート形式を決定する。

3.4構造設計

（1）設計条件の確認

構造設計に必要な、設計条件、荷重条件、自然・地盤条件、施工条件等の必要項目を設定する。

（2）基礎工

荷重条件、函体構造形式、地盤対策工等に基づき基礎地盤の沈下を考慮した「弾性床上の梁」の解析等により、相対沈下量、地盤の降伏変位量等について照査し、函体構造及び地盤改良工の仕様を検討する。

（3）本体工

躯体、胸壁、翼壁、護床工等について検討し、安定計算・構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成する。

（4）ゲート工

ゲート工（川表及び川裏側）について下記事項を決定するものとする。

① ゲート扉体

荷重・設計条件に基づき、構造計算を行い、一般図を作成するものとする。

② ゲート開閉機設備

開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整理し参考図としてまとめるものとする。

（5）護岸及び土工等

樋門取り合い部の護岸工及び樋門、護岸工施工時の土工について、詳細図、土工図等を作成する。

3.5施工計画

現地地形、土地利用状況、白鷺橋及び道路の施工計画等を把握し、樋門施工方法（施工順序、施工機械、仮設構造物配置等）や全体計画（掘削断面、工程計画）の検討を行う。

3.6仮設構造物設計

樋門施工時の仮締切、土留め等の仮設構造物について、安定計算、構造計算により決定し詳細図を作成する。

3.7数量計算

作成した設計図面を基に、数量算出要領に基づき、工種別に数量計算を行い、とりまとめを行う。

4. 無動力化検討（立江川5号排水樋門）

立江川5号排水樋門について、「手引き」に基づき、河川特性、施設規模、背後地の土地利用状況、用地条件、周辺堤防計画等を考慮し、無動力ゲート採用の可否について検討を行う。

5. 照査

下記に示す事項を標準として照査を行う。

- 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
- 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。
- 設計方針及び設計手法が適切であるかの確認を行う。
- 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

6. 報告書作成

設計業務の成果として、構造設計書、設計図面、数量計算書等からなる成果報告書を作成する。

7. 打合せ

打合せは、1)業務着手時、2)中間打合せ（2回)、3)成果物納品時を予定している。

計画平面図
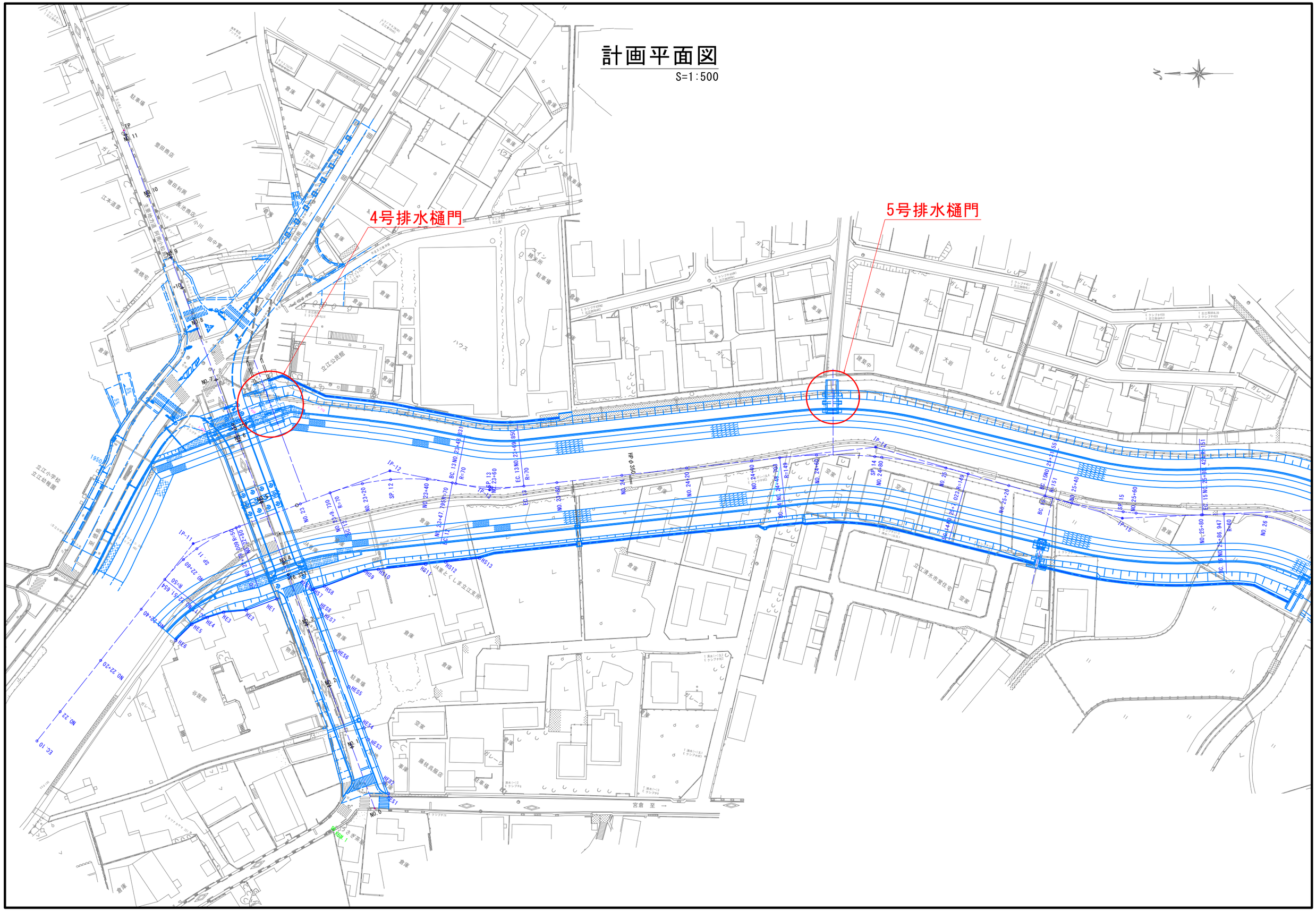
S=1:500